

総社市告示第94号

総社市地域密着型サービス事業者等指導要綱（平成30年総社市告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和5年7月31日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後項号とし、移動項号に対応する移動後項号が存在しない場合には、当該移動項号（以下「削除項号」という。）を削り、移動後項号に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条の規定に基づき実施する地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援（以下この条において「<u>地域密着型サービス等</u>」という。）を<u>担当する者又は担当していた者</u>（以下「事業者等」という。）に対する書面の提出等並びに介護給付及び予防給付（以下「<u>介護給付等</u>」という。）に係る地域密着型サービス等（以下「<u>介護給付等対象サービス</u>」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「<u>介護報酬</u>」という。）の請求等に関する指導について、基本的事項を定めるものとする。</p> <p>(指導方針)</p> <p>第2条 指導は、事業者等に対し、法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する基準等（以下「<u>基準等</u>」という。）について、周知徹底させるために実施するものとする。</p> <p>(指導形態等)</p> <p>第3条 指導形態は、<u>集団指導及び運営指導</u>とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条の規定に基づき実施する地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援を行う者又はこれを使用する者（以下「事業者等」という。）に対する書面の提出等及びそれに基づく措置として<u>事業者等に対して行う保険給付及び予防給付</u>（以下「<u>介護給付等</u>」という。）に係る地域密着型サービス等（以下「<u>介護給付等対象サービス</u>」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「<u>介護報酬</u>」という。）の請求等に関する指導について、基本的事項を定めるものとする。</p> <p>(指導方針)</p> <p>第2条 指導は、事業者等に対し、法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する基準等について、周知徹底させるために実施するものとする。</p> <p>(指導形態等)</p> <p>第3条 指導形態は、<u>集団指導及び実地指導</u>とする。</p>

改正後	改正前
<p>2 <u>集団指導は、事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求内容、介護保険制度の改正内容及び高齢者虐待事案等の過去の指導事例等に基づく指導内容について、1年に1回以上、講習等（インターネットを利用した会議、ホームページを利用した資料の配布等を含む。）の方法により行うものとする。</u></p> <p>3 <u>運営指導は、市が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）又は国若しくは岡山県と合同で行うもの（以下「合同指導」という。）とし、次の各号に掲げる内容について、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回、指導の対象となる事業者等の事業所において行うものとする。</u>  <u>(1) 介護サービスの実施状況指導（個別サービスの質（施設及び設備、利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導をいう。）</u>  <u>(2) 最低基準等運営体制指導（基準等に規定する運営体制に関する指導（次号に掲げる指導を除く。）をいう。）</u>  <u>(3) 報酬請求指導（加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導をいう。）</u></p> <p>4 <u>運営指導は、基準等への適合性に関し、事業者等による自己点検を励行するものとし、前項第1号及び第2号については、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき行うものとする。</u></p> <p>5 <u>第3項第1号及び第2号の指導は、確認項目以外の項目の確認は特段の事情がない限り行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。</u>  （指導対象）</p> <p>第4条 市長は、事業者等に対する指導を効率的に実施するため、次の各号の指導形態に応じて、当該各号に定める指導の対象となる事業者等を選定するものとする。  (1) 集団指導 市長が指定の権限を持つ全ての事業者等</p>	<p>2 <u>集団指導は、事業者等に対し、指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとする。</u></p> <p>3 <u>実地指導は、指導の対象となる事業者等の事業所において行うものとし、その形態は次のとおりとする。</u>  <u>(1) 市が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）</u>  <u>(2) 国又は岡山県と合同で行うもの（以下「合同指導」という。）</u></p> <p>（指導対象の選定）</p> <p>第4条 市長は、事業者等に対する指導を<u>重点的かつ効率的に</u>実施するため、次の各号の指導形態に応じて、当該各号に定める<u>選定方法</u>により、指導の対象となる事業者等を選定するものとする。  (1) 集団指導 <u>介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案及び過去の指導事例等に基づく指導内容</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>運営指導</u> 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める事業者等</p> <p>ア <u>一般指導</u> 実施頻度及び個別事由を勘案し、原則毎年度、市長が選定する事業者等</p> <p>イ <u>合同指導</u> 一般指導の対象とした事業者等のうち、国又は岡山県との協議により市長が選定するもの</p> <p>2 市長は、<u>集団指導及び運営指導</u>を実施するに当たり、国及び岡山県と連携を図り、必要な情報交換を行うことにより、適切な<u>集団指導及び運営指導</u>の実施に努めるものとする。</p> <p>(<u>集団指導の方法等</u>)</p> <p>第5条 市長は、<u>集団指導の事業者等</u>に対し、<u>原則として2箇月前までに</u>、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 市長は、<u>集団指導</u>を実施するに当たり、<u>質問、相談等の機会を設けるなど、事業者等が指導内容の理解を深めることができるよう努めるとともに</u>、<u>集団指導を欠席した事業者等</u>に対し、<u>使用した書類を送付する等</u>、必要な情報提供に努めるものとする。</p> <p>(<u>運営指導の方法等</u>)</p> <p>第6条 市長は、<u>運営指導</u>の対象となる事業者等を決定したときは、当該事業者等に対し、次に掲げる事項を書面により<u>原則として1箇月前までに</u>通知するものとする。ただし、指導対象となる事業者等において高齢者虐待が疑われている等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認めら</p>	<p>に応じて選定する。</p> <p>(2) <u>実地指導</u> <u>一般指導</u>にあつては、<u>毎年度国の示す指導重点事項等に基づき事業者等を選定するほか、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条に規定する国民健康保険団体連合会をいう。）等からの情報提供により、特に一般指導が必要と認められる事業者等を選定し、合同指導にあつては、一般指導の対象とした事業者等のうち、国又は岡山県との協議により選定する。</u></p> <p>2 市長は、<u>集団指導及び実地指導</u>を実施するに当たり、国及び岡山県と連携を図り、必要な情報交換を行うことにより、適切な<u>集団指導及び実地指導</u>の実施に努めるものとする。</p> <p>(<u>集団指導の方法等</u>)</p> <p>第5条 市長は、<u>集団指導の対象となる事業者等を決定したときは</u>、<u>当該事業者等</u>に対し、<u>あらかじめ次に掲げる事項を書面により通知するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案及び過去の指導事例等について、講習等の方法により行うものとする。</u></p> <p>3 市長は、<u>集団指導を欠席した事業者等</u>に対し、<u>当日使用した書類を送付する等</u>、必要な情報提供に努めるものとする。</p> <p>(<u>実地指導の方法等</u>)</p> <p>第6条 市長は、<u>実地指導</u>の対象となる事業者等を決定したときは、当該事業者等に対し、<u>あらかじめ次に掲げる事項を書面により通知するものとする。</u>ただし、指導対象となる事業者等において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指</p>

改正後	改正前
<p>れる場合は、指導開始時に通知するものとする。</p> <p>(1) <u>運営指導</u>の根拠規定及び目的</p> <p>(2) <u>運営指導</u>の日時及び場所</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>運営指導</u>に出席すべき者の役職名等</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>運営指導の進行等</u></p> <p>2 <u>運営指導</u>は、<u>事業者等</u>から関係書類等を基に説明を求める面談の方法により行うものとする。<u>ただし、第3条第3項第2号及び第3号の指導については、実地でなくても確認が可能な内容に限り、インターネットを利用した会議等により行うことができるものとする。</u></p> <p>3 市長は、<u>運営指導</u>の結果、<u>人員、施設及び設備又は運営</u>について改善を要すると認める事項がある場合及び介護報酬について<u>不正には当たらない軽微な誤りが認められ、過誤による調整を要すると認める場合には</u>、当該事業者等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>4 略 (監査への変更)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>運営指導</u>を中止し、直ちに総社市介護保険施設等監査要綱（平成30年総社市告示第19号）の定めるところにより<u>監査を行い、事実関係の調査及び確認</u>を行うものとする。</p> <p>(1) <u>市長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合</u></p> <p>(2) <u>介護報酬請求について、不正を行っている</u>と認められる場合又はその<u>疑いがあると認められる場合</u></p> <p>(3) <u>不正の手段による指定等を受けている</u>と認められる場合又はその<u>疑いがあると認められる場合</u></p>	<p>導開始時に通知するものとする。</p> <p>(1) <u>実地指導</u>の根拠規定及び目的</p> <p>(2) <u>実地指導</u>の日時及び場所</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>出席者</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 <u>実地指導</u>は、<u>国が別に定める実地指導に関するマニュアル等に基づき、関係者</u>から関係書類等を基に説明を求める面談の方法により行うものとする。</p> <p>3 市長は、<u>実地指導</u>の結果、改善を要すると認める事項及び介護報酬について<u>過誤による調整を要すると認める事項があるときは</u>、当該事業者等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。</p> <p>4 略 (監査への変更)</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>実地指導</u>を中止し、直ちに総社市介護保険施設等監査要綱（平成30年総社市告示第19号）の定めるところにより<u>監査</u>を行うものとする。</p> <p>(1) <u>著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき。</u></p> <p>(2) <u>介護報酬の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正なもの</u>と認められるとき。</p>

改正後	改正前
<p><u>(4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合</u></p> <p>(その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(その他) 第9条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p>

附 則  
この告示は、公布の日から施行する。